

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表について

フィブリノゲン製剤は、人の血液の成分を原料とした医薬品の一種で、かつては大量出血時の止血等の目的で、特に昭和63年6月以前は多くの医療機関で用いられていました。

しかし、その当時、フィブリノゲン製剤の原料に混入した肝炎ウイルスを不活性化するための技術が十分でなかったことから、平成6年以前に同製剤を投与された方々は、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられます。

そのため、厚生労働省では、フィブリノゲン製剤の納入先とされている医療機関を公表し、これら医療機関の協力を得て、同製剤を投与された可能性のある方々に対し、肝炎ウイルス検査の呼びかけを行うこととしました。

(対象医療機関数 全国：6,933件 北海道：384件)

過去にフィブリノゲン製剤の投与を受けたと思われる方は、血液検査を受けてください。なお、肝炎等に関する相談につきましては最寄りの保健所までご連絡ください。

※医療機関の名称、所在地等については、北海道保健福祉部疾病対策課のホームページに掲載しております。

URL：<http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-hyobo/index.html>

※ 次に該当する方々についてはC型肝炎ウイルス検査を受診されることをおすすめします。検査は、医療機関、保健所、市町村等（各市町村により実施時期等が異なります）へお問い合わせください。

検査料金につきましても各医療機関等によって異なりますのでご確認ください。

検査対象者

平成6年以前に公表医療機関で治療を受け、次の①～⑤に該当された方

- ① 妊娠中又は出産時に大量の出血をされた方。
- ② 大量に出血するような手術を受けた方。
- ③ 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量に出血をされた方。
- ④ がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた方。
- ⑤ 特殊な腎結石・胆石除去（結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法）、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた方

また、前記対象者以外の方でも、肝炎ウイルスに感染している場合がありますので、以下の〈参考〉に該当する方で、肝炎ウイルス検査を受けた経験のない方には、肝炎ウイルス検査の受診をおすすめします。

(なお、過去に肝炎ウイルス検査を受診されている方は、検査受診後、新たに〈参考〉のような事由が生じてない限り再度検査を受診する必要はありません。)

〈参考〉 以下のような方々はC型肝炎ウイルス感染の可能性が一般より高いと考えられています。

- a. 1992（平成4年）以前に輸血を受けた方
- b. 長期に血液透析を受けている方
- c. 輸入非加熱血液凝固因子製剤を投与された方
- d. cと同等のリスクを有する非加熱凝固因子製剤を投与された方
- e. フィブリノゲン製剤（フィブリン糊として使用を含む。）を投与された方
- f. 大きな手術を受けた方
- g. 臓器移植を受けた方
- h. 薬物乱用者、入れ墨をしている方
- i. ボディピアスを施している方
- j. その他（過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後肝炎検査を実施していない方等）

【お問合せ先】

北海道紋別保健所

〒094-8642 紋別市南が丘町1-6

電話：01582-3-3108